

地域密着型通所介護〔(介護予防・日常生活支援総合事業)〕

重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話： 048(551)7166

担当： 生活相談員

※ ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. 介護予防リハセンターはなみずきの概要

<事業所名> 介護予防リハセンターはなみずき

<所在地> 埼玉県深谷市榎合879-1

<介護保険指定番号> 地域密着型通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕
(埼玉県 1174601037 号)

<サービス提供時間> 午前 9:45 から 午後 4:00 まで

(標準提供時間：6時間以上7時間未満)

3. 利用料金

(1) 基本料金

介護保険適用分 (1単位=10.14円)		
介護度別	介護保険単位	自己負担額 (1割)
要介護 1	678単位/日	688円
要介護 2	801単位/日	813円
要介護 3	925単位/日	938円
要介護 4	1,049単位/日	1,064円
要介護 5	1,172単位/日	1,189円
入浴介助加算Ⅱ (1回)	55単位/回	56円
個別機能訓練加算Ⅰ (1回)	56単位/回	57円
生活機能向上連携加算Ⅱ	100単位/月 200単位/月	102円 203円
若年性認知症利用者受入加算 (1日)	60単位/日	61円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位/日	19円
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	21円

総合事業(要支援Ⅰ及びⅡ)		
要 支 援 1	1, 7 9 8 単位/月	1, 8 2 4 円
要 支 援 2	3, 6 2 1 単位/月	3, 6 7 2 円
生活機能向上連携加算Ⅱ	2 0 0 単位/月	2 0 3 円
若年性認知症利用者受入加算	2 4 0 単位/月	2 4 4 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	7 2 単位/月 1 4 4 単位/月	7 3 円 1 4 6 円

共通項目(要介護と要支援)		
科学的介護推進体制加算	4 0 単位/月	4 1 円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 9. 0 %	左記 1 割

介護保険適用外分	
教養娯楽費	実 費
その他	紙おむつ、その他行事費等は別途料金がかかります。
昼 食	ご希望される場合は外部委託となり別途料金となります。通常弁当 8 0 0 円、特別弁当 9 5 0 円。

※1日あたり（1カ月あたり）の自己負担額は、端数の処理上若干の誤差が生じます。

※自己負担額について、2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍になります。

(2) キャンセル料

利用開始前にお客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。なお、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者はかかりません。

①利用日の午前8時30分までにご連絡いただいた場合	無 料
②利用日の午前8時30分までにご連絡がなかった場合	2, 0 0 0 円

(3) 支払方法

毎月、月初に前月分の請求をいたしますのでお支払い下さい。

4. 当施設利用当たりの留意事項

- ・ 送迎時間 … (迎え) 午前 8 : 3 0 ~ 9 : 4 5
(送り) 午後 4 : 0 0 ~ 5 : 1 5

5. サービス内容に関する苦情

1 当事業所お客様相談・苦情担当 電話 048 (551) 7166 (担当飯嶋)

当事業所の通所介護に関する御相談・苦情を賜ります。

2 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口・埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝える事が出来ます。

大里広域市町村圏組合 介護保険課 電話 048 (501) 1330 (直通)

深谷介護保険事務所 (深谷市役所内) 電話 048 (574) 8544 (直通)

熊谷介護保険事務所 (熊谷市役所内) 電話 048 (524) 1402 (直通)

寄居介護保険事務所 (寄居町役場内) 電話 048 (581) 7718 (直通)

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048 (824) 2568 (直通)

6. 職員体制

	常勤	非常勤	備 考
管理者	1		生活相談員兼務
生活相談員	1		社会福祉主事任用資格等
介護職員	2以上		介護福祉士・介護職員初任者研修
看護職員	1以上		看護師又は准看護師
機能訓練指導員	1		看護師又は准看護師又は針灸マッサージ指圧師等

7. サービスの利用方法

まずはお電話等でお申込み下さい。当法人職員がお伺い致します。なお、事前に居宅サービス計画〔介護予防サービス・支援計画・チェックリスト〕の作成を依頼している介護支援専門員〔地域包括支援センター職員〕とご相談下さい。

8. サービス契約の終了

1 お客様のご都合で解約される場合

サービスの終了を希望される日の1週間前までに文書でお申し出ください。

2 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は1ヶ月前までに文書で通知致します。

3 次の事由に該当した場合は、お客様に対し文書で通知をすることにより直ちに契約を解約させていただきます。

① サービス利用料金の支払いが正当な理由なく1ヶ月以上遅延し料金を支払うよう催促したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われなかった場合

② お客様が正当な理由なくサービスの中止をししばしば繰り返した場合、またはお客様の入院若しくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態である事が明らかになった場合

③ お客様または、そのご家族様が、当法人や当法人職員または、他のお客様に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ①利用者が介護保険施設に入所した場合
- ②施設を閉鎖または、縮小する場合
- ③利用者が死亡した場合

9. 秘密保持・事故発生時の対応

- 1 事業者、介護支援専門員〔地域包括支援センター職員〕および事業者の使用する者は、サービス提供の上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。但し、次の各号についての情報提供を行う場合は予め利用者およびその家族に同意を得たものとします。
 - ① 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等使用することを厳守します。
 - ② サービス担当者会議等
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者〔地域包括支援センター〕等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

10. 賠償責任

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。